

# 内灘町スポーツ推進計画

## 【改定版】

令和2年3月  
内灘町教育委員会



## はじめに

本町では、平成26年3月に「内灘町スポーツ推進計画」を策定し、いつでも・どこでも気軽にスポーツに楽しめる環境整備や、町民ニーズやあらゆるライフステージとライフスタイルに応じた生涯スポーツを推進してまいりました。

この計画も、計画期間の中間年をすでに経過し、町ではこの度、見直しを行うことといたしました。その背景には、本計画の上位計画が更新されていることに加え、町民の運動・スポーツの実施動向や意識を把握すべく実施した「内灘町民スポーツ基本調査」の結果において、平成24年の実施結果に比べ、町民の運動・スポーツ実施率の低下が確認されたことにあります。

この事実は残念なことではございますが、今回の計画改定を契機に、明らかになった課題解決に向け、これまで以上に地域の実情にあった総合的・計画的な生涯スポーツの推進が図れるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

特に、町民の運動・スポーツ実施率の向上は、大きな課題であります。この改訂版においては、実施率アップに向けて、取り組むべき重点課題を設定いたしました。掲載した施策を軸とし、町民のみなさまのアクティブライフの推進、生涯スポーツに親しむ「機会」や「場」の創出を実現させることで、実施率の向上を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の改定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました内灘町スポーツ推進計画策定検討委員会のみなさまをはじめ、関係機関等の方々、及びアンケート調査等によりご協力いただきました町民のみなさまに心より感謝申し上げます。

令和2年3月

内灘町教育委員会教育長 久下 恭功

## 目 次

第一章	計画策定に当たって	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の性格、位置づけ	1
(3)	計画の期間	1
第二章	計画の基本的な方向	2
(1)	基本理念	2
(2)	基本目標	2
(3)	施策の体系	4
第三章	主な施策の展開	6
(1)	町民のアクティブライフの推進	6
(1-1)	スポーツを愛好する町民の育成	6
(1-2)	子どもの心と身体の健全育成の推進	6
(1-3)	チャレンジするアスリートの支援	7
(1-4)	競技スポーツの底辺拡大	7
(1-5)	アクティブライフを推奨する広報の充実	7
(2)	生涯スポーツに親しむ「機会」の創出	8
(2-1)	生涯スポーツを先導するリーダーと団体の育成	8
(2-2)	スポーツ指導者の質と地位の向上	8
(2-3)	誰もが気軽に参加できるイベントの拡大	8
(2-4)	町民と町の協働によるスポーツを通したまちづくりの推進	9
(3)	生涯スポーツに親しむ「場」の充実	9
(3-1)	公共スポーツ施設の整備・充実	9
(3-2)	学校体育施設の活用促進	9
第四章	重点課題	10
(1)	町民の運動・スポーツ実施につながる広報の充実	10
(2)	誰もが参加できる運動・スポーツのキャンペーン実施	10
(3)	利用しやすい運動・スポーツ環境、場づくりの推進	11
第五章	計画の推進と評価	12
(1)	計画の推進	12
(2)	計画の評価	12

## － 第 1 章 － 計画策定に当たって

### (1) 計画策定の背景

平成 23 年に制定された「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）」の前文は、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と、スポーツの今日的意義と重要性について示している。「また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」と述べ、私たちの健康生活と地域社会の再生にスポーツが不可欠であると強調している。

内灘町は、スポーツ基本法第十条の規程に基づいて「内灘町スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ推進に総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

### (2) 計画の性格、位置づけ

本計画は、文部科学大臣が定めた「第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月策定）」並びに石川県策定の「第 2 期石川の教育振興基本計画（平成 28 年 3 月策定）」の内容を踏まえ、また、「内灘町第五次総合計画（平成 28 年 3 月策定）」に示しているスポーツ分野の施策をより具体的にするものとして位置づけています。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間とします。

計画期間中、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ便宜見直しを行います。

## － 第2章 － 計画の基本的な方向

### (1) 基本理念

内灘町民にとって「豊かな心と個性を育むスポーツの充実」

内灘町にとって「町が元気でみんなが輝くスポーツの実現」

内灘町は「ひと・まち・海が輝き 笑顔あふれる都市<sup>まち</sup> うちなだ」を第五次内灘町総合計画に掲げています。この「将来のまちのすがた」をスポーツのチカラによって実現するため、内灘町民にとって「豊かな心と個性を育むスポーツの充実」、内灘町にとって「町が元気でみんなが輝くスポーツの実現」を基本理念として掲げます。

生涯スポーツは町民の生活課題を解決し、生活目標を実現するものとして位置づけられなければなりません。生涯スポーツは幼少期から高齢期の各ライフステージを豊かにする可能性を持っています。健康であることは町民一人ひとりの願いであり、町にとっての目標であります。また、現代社会を生きる人々の価値観は多様化しており、スポーツもまた町民一人ひとりのライフスタイルに合致したものであることが求められています。内灘町はあらゆるライフステージとライフスタイルに応じた生涯スポーツの実現を通じて、町民生活の質の向上に寄与します。生涯スポーツのビジョンを掲げて取り組みます。

スポーツという言葉は、「散歩や体操のような軽い運動から、オリンピックでの優勝を目指すチャンピオンスポーツまで」を広く意味する言葉です。しかし、競技的なスポーツだけを指して使う傾向が見受けられことから、本計画では、運動を含めた広い意味でスポーツを表現するときに、「運動・スポーツ」と表記しています。

### (2) 基本目標

#### 1. 町民のアクティブライフの推進

スポーツは私たちがアクティブ<sup>\*)</sup>にしてくれるチカラを持った身体文化の一つです。スポーツは気持ちを前向きにして、積極的な行動を促進します。スポーツによる身体運動は代謝を高進して、健康な肉体を形成します。スポーツは仲間との交流を促進して、社会参加の機会を拡大します。スポーツは勝利と楽しみというスポーツが持つ価値によって、私たちに喜びと感動を与えます。定期的スポーツの実施が能動的な生活習慣を形成して、人生を充実させます。私たちは、スポーツが持つ「アクティブ」のチカラを理解し、全町民のアクティブライフの実現を推進します。

そうした取り組みを通して、できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 2 人(65%程度)、週 3 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 1 人(30%程度)となることを目標とします。また、健康状態等によりスポーツ実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(一年間に 1 回もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とします。

\* : アクティブとは、「活発な」「積極的」「能動的」を意味する言葉で、人々が精神的、肉体的、社会的、文化的に進展した状態であることです。

## 2. 生涯スポーツに親しむ「機会」の創出

内灘町は、町民の誰もが生涯スポーツに親しめるよう、生涯スポーツの「機会」創出に取り組みます。「機会」とは単に運動のプログラムを提供することだけではありません。運動がしたくてもできない人を支援するため、その障壁を取り除く施策によって、スポーツする人を増やします。運動習慣を持たない人やスポーツが苦手な人には、運動の喜びを実感し、スポーツのすばらしさを体験する機会の創出に努めます。生涯スポーツの実現が行政のみによって実現できるものでないことを理解し、民間企業や NPO 法人、住民の皆様と協働します。

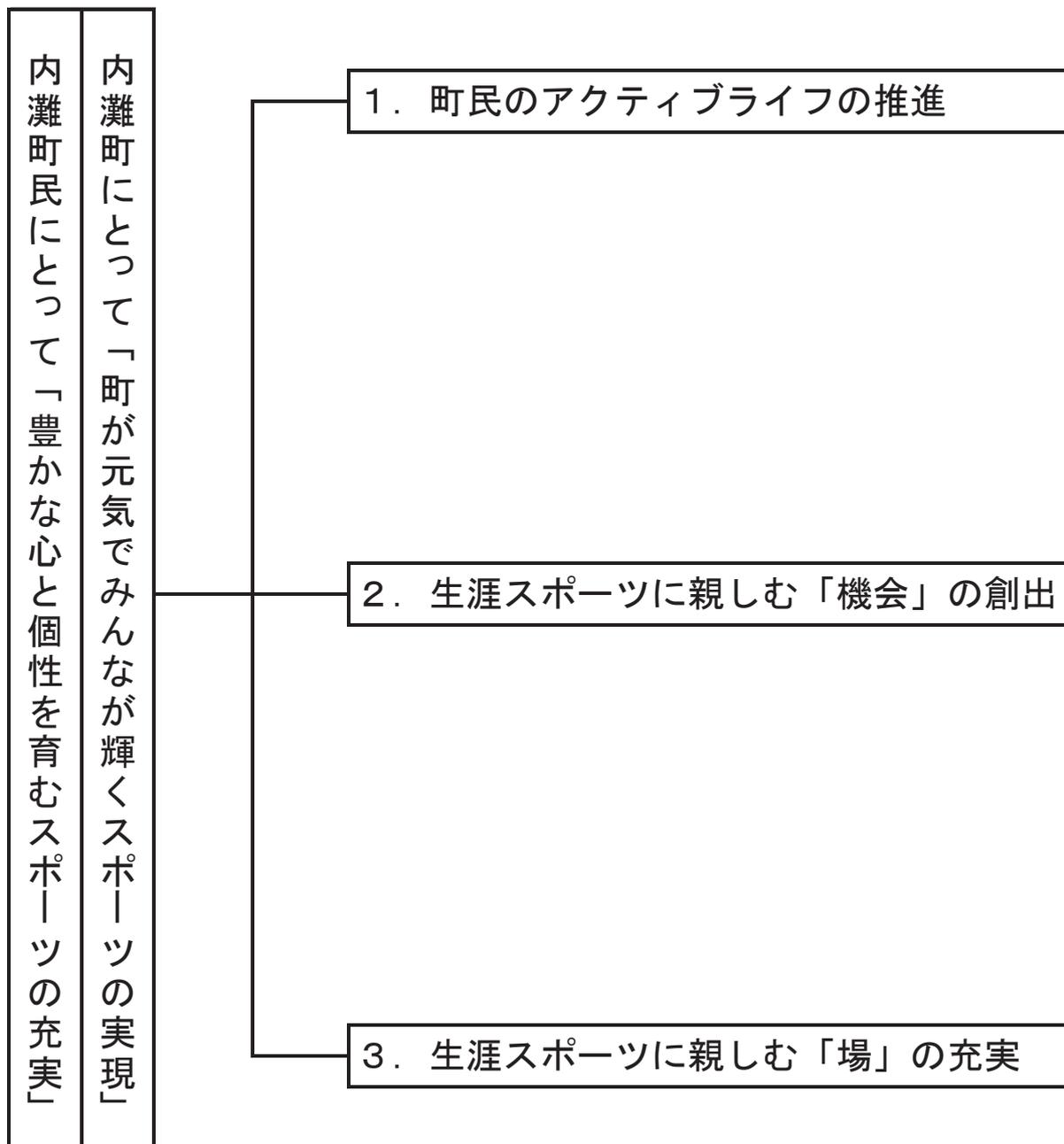
## 3. 生涯スポーツに親しむ「場」の充実

生涯スポーツの実現には、生涯スポーツの「場」の確保が必要です。内灘町は、単に運動・スポーツ施設の整備拡充を進めるだけでなく、既存施設の稼働率を向上させるとともに、利便性と快適性の向上を図ります。また、スポーツする「場」の充実を図るため、定期的利用者の要望に応える施設づくりとともに、町民の皆様がスポーツ施設を気軽に訪問したくなる環境づくりに取り組みます。

(3) 施策の体系

基本理念

基本目標



## 基本施策

(1-1) スポーツを愛好する町民の育成

(1-2) 子どもの心と身体の健全育成の推進

(1-3) チャレンジするアスリートの支援

(1-4) 競技スポーツの底辺拡大

(1-5) アクティブライフを推奨する広報の充実

(2-1) 生涯スポーツを先導するリーダーと団体の育成

(2-2) スポーツ指導者の質と地位の向上

(2-3) 誰もが気軽に参加できるイベントの拡大

(2-4) 町民と町の協働によるスポーツを通じたまちづくりの推進

(3-1) 公共スポーツ施設の整備・充実

(3-2) 学校体育施設の活用促進

－ 第3章 －  
主な施策の展開

(1) 町民のアクティブライフの推進

(1-1) スポーツを愛好する町民の育成

町民の誰もがスポーツに親しむ機会を享受できるよう、また、いつでもどこでも運動やスポーツに親しむ習慣が形成されるよう、あらゆるライフステージに対応した、運動・スポーツの定期的実施を奨励します。子どもからお年寄りの各年代の運動実施率が3人に2人以上の割合となるよう、「アクティブライフ」の推進を呼びかけ、定期的な運動・スポーツ習慣の形成を支援します。また、町民が相互に運動・スポーツを支援・奨励し合えるよう、スポーツの町内灘の醸成に努めます。

【今後の取り組み施策例】

- ・ 体育協会、スポーツ少年団、特定非営利活動法人スポーツクラブ プラッツうちなだ、体育施設指定管理者等スポーツ関係団体（以下、「スポーツ関係団体」という）と連携しての、あらゆるライフステージに対応したスポーツ大会やスポーツ教室の充実
- ・ 「する」運動・スポーツ及び、「観る」、「支える（育てる）」運動・スポーツの機会の創出

(1-2) 子どもの心と身体の健全育成の推進

スポーツは強く優しい心と健康な身体を育成します。また、ルールやマナーを遵守するスポーツは、社会の規律を学習する機会です。子どもたちがよい運動・スポーツ習慣を形成できるよう、小中学校や地域のスポーツ関係団体等と連携して、スポーツに取り組む子どもたちと家族を応援します。

【今後の取り組み施策例】

- ・ 小中学校における運動・スポーツ習慣形成プログラムの展開
- ・ スポーツ少年団やスポーツクラブ等での活動支援の強化
- ・ 幼児期におけるスポーツ活動の推進
- ・ 親子スポーツ活動事業の推進
- ・ スポーツ少年団等に所属していない子どもたちを対象とした、気軽に参加し楽しめるスポーツ活動の推進

### (1-3) チャレンジするアスリートの支援

夢を持ってスポーツに取り組む地元アスリートのチャレンジを支援します。内灘町から全国レベル、国際レベルで活躍するスポーツ選手を輩出することは町民の悲願です。一流選手の活躍は地元アスリートを激励し、町に元気と活気をもたらします。アスリートたちがチャンピオンを目指して不安なく取り組めるよう、国・県と連携しつつスポーツ環境の整備に努めます。また、アスリートを支援する団体を支援します。

#### 【今後の取り組み施策例】

- ・スポーツ関係団体と連携した著名指導者を招いてのスポーツ講演会等開催支援
- ・内灘町スポーツ賞条例に基づく顕彰の実施
- ・内灘町スポーツ大会等出場補助金交付要綱に基づく補助の推進
- ・アスリートの体育施設使用に係る減免制度の構築に向けた取り組みの実施

### (1-4) 競技スポーツの底辺拡大

トップアスリートの姿は、時に夢や感動、勇気を与えます。また、競技力向上や競技をはじめめるきっかけにもつながると考えられます。ハイレベルな大会の積極的誘致等の様々な方法で、競技スポーツの底辺拡大に努めます。

#### 【今後の取り組み施策例】

- ・体育協会、スポーツ少年団やスポーツクラブ等への活動普及や加入推進の支援
- ・幅広い競技を視野に入れたスポーツイベントの開催や各競技団体が誘致する高度技術を有する大会への支援
- ・スポーツ関係団体と連携した県内外のトップアスリートの試合等の観戦機会の創出

### (1-5) アクティブライフを推奨する広報の充実

スポーツは私たちをアクティブにするチカラを持った文化です。この考えが町民に行き渡るよう、複数の組織・団体との連携を強化し、様々な方法でスポーツ行動につながる広報に努めます。

#### 【今後の取り組み施策例】

- ・スポーツ関係団体をはじめとする複数の組織との連携を強化してのスポーツ情報を広く町民全般に周知するための仕組みづくりの実現
- ・町の広報やホームページにスポーツ関係団体の情報を掲載しての多種多様なスポーツ情報提供
- ・インターネット予約システムの推進等による、体育施設指定管理者と連携した施設の利用率向上への取り組みの実施

## (2) 生涯スポーツに親しむ「機会」の創出

### (2-1) 生涯スポーツを先導するリーダーと団体の育成

町民スポーツの量的質的拡大を図るためには、生涯スポーツを支援するリーダーと団体の育成が課題です。町民が主体となって生涯スポーツを推進できるよう、リーダーの育成に取り組みます。また、町民相互の協力によってスポーツへの理解を拡大させ、町民スポーツのあるべき姿を提案できる団体を育成します。

#### 【今後の取り組み施策例】

- ・地域生涯スポーツの先導者となる人材を発掘
- ・「生涯スポーツリーダー育成セミナー（仮称）」の開催
- ・スポーツ関係団体や総合型地域スポーツクラブの育成
- ・金沢医科大学をはじめとした研究機関との連携強化
- ・町内外の民間企業との連携強化

### (2-2) スポーツ指導者の質と地位の向上

スポーツ指導に献身する指導者は優れた町の財産です。町民の誰もがスポーツ指導の意義を理解し支援できるよう、指導の質確保に努め、指導者の地位向上に取り組みます。また、アスリートの指導に当たっては、スポーツが未来から託されていることをよく理解し、アスリートの自発性を尊重したコーチングに取り組む指導者を育成します。

#### 【今後の取り組み施策例】

- ・スポーツ指導者を対象とした各種研修会の開催
- ・新たなスポーツ指導者の確保
- ・指導者に求められるコミュニケーションスキルの獲得支援
- ・運動種目や年代にこだわらない一貫指導実施に向けた研修会の開催

### (2-3) 誰もが気軽に参加できるイベントの拡大

スポーツイベントは、スポーツが得意な人にとっても、苦手な人にとっても、スポーツの良さを知り、新しい仲間に出会うよい機会です。スポーツに親しむ町民を増やすために、町民がもっともっとスポーツを好きになるため、魅力あるイベントづくりに努めます。誰もが気軽に参加できる、参加者が夢中になれる、イベントを町民と協力して創出します。

#### 【今後の取り組み施策例】

- ・子育て世代を対象としたスポーツ活動事業の推進強化
- ・内灘町民体育祭や内灘町総合体育大会への更なる町民参加の促進
- ・スポーツ推進委員による、ニュースポーツを取り入れたイベントの開催

#### (2-4) 町民と町の協働によるスポーツを通したまちづくりの推進

町民による町民のための町民スポーツづくりを支援し、町民が主体となった生涯スポーツ社会の実現を支援します。スポーツは参加する町民の地域意識を向上させ、社会参加を促進します。スポーツを通して、内灘町の賑わいと活気を醸成し、スポーツによるまちづくりを推進します。

##### 【今後の取り組み施策例】

- ・各地区公民館主催スポーツ教室、スポーツイベント等の開催支援
- ・町民参加による運動スポーツ活動機会の場の構築、見直し

#### (3) 生涯スポーツに親しむ「場」の充実

##### (3-1) 公共スポーツ施設の整備・充実

町民が生涯スポーツに親しむことのできる環境の整備・充実は重要なスポーツの場づくりです。既存の施設を有効活用するとともに、指定管理者との連携を図り、スポーツ施設の整備拡充を計画的に進めるとともに、スポーツ施設が一層使いやすくなるよう改善に努めます。

##### 【今後の取り組み施策例】

- ・町民スポーツの中核となる「総合スポーツセンター（仮称）」の整備にむけた取り組みの実施
- ・継続的な指定管理者制度によるスポーツ施設の効率的な管理運営の推進
- ・PPP/PFIなどの新たな事業手法による体育施設維持管理、サービス向上の検討

##### (3-2) 学校体育施設の活用促進

学校体育施設を多くの町民が身近なスポーツの場として有効活用できるよう、学校体育施設開放に取り組みます。

##### 【今後の取り組み施策例】

- ・学校施設開放の整備充実と有効活用の促進

## － 第4章 －

### 重点課題

本計画の中間見直しでは成果目標の現状分析に基づいて新たに3つの重点課題を定めました。

#### 〈現状〉

- ①成人の週1回以上のスポーツ実施率 47.0% (平成24年実施時 52.4%)
- ②成人のスポーツ未実施者 31.0% (平成24年実施時 26.6%)

#### (1) 町民の運動・スポーツ実施につながる広報の充実

町民の運動・スポーツ実施率が落ち込んだ原因の一つには、健康の維持増進意識が、実施に直接つながっていないことが考えられます。それらがもたらす健康増進・社会的欲求の充足効果を自覚してもらい、関心を高めることが、実施に結びつくこととなります。町民一人ひとりに確実に届き、行動を起こさせる効果的な広報を展開します。

##### 【重点施策例】

- ・内灘町役場をはじめとした町内事業所にワーキンググループを設置し、課題や有効的な施策の分析・検討を行い、戦略的な広報を実施する。

#### (2) 誰もが参加できる運動・スポーツのキャンペーン実施

30代・40代の働き盛り・子育て世代において「仕事が忙しく時間がない」「家事育児が忙しく時間がない」の理由から実施率が大きく低下する現象が確認されました。この世代の健康増進とアクティブライフを推進するため、散歩やウォーキングなど、町民の関心が高いものを中心としたキャンペーンを実施し、働き盛り・子育て世代に運動・スポーツの機会を提供することで、実施率の向上を図ります。

##### 【重点施策例】

- ・体育協会、プラッツうちなだ、体育施設指定管理者との協力や他部局とも連携しながら、30代・40代をターゲットとした親子向けのスポーツ体験教室、スポーツを通じた婚活イベントなどを実施し、運動・スポーツのきっかけづくりを行う。

### (3) 利用しやすい運動・スポーツ環境、場づくりの推進

「誰もが」「いつでも」気軽に運動・スポーツを実施できる施設の確保と開放は、生涯スポーツライフの充実にとって必須です。既存施設の利用方法やサービスを見直し、多様なライフスタイル、あらゆるライフステージに対応できる施設の実現、一人でも多くの町民が気持ちよく運動・スポーツを楽しめる環境や場づくりを推進します。

#### 【重点施策例】

- ・プラッツうちなだ認定団体による体育施設定期利用の現況を見直し、非認定団体や個人の運動・スポーツができる場と機会の拡大を図る。
- ・体育施設予約システムの機能充実や利用促進を図り、町民が利用しやすい環境を整える。

－ 第5章 －  
計画の推進と評価

(1) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局において、施策の進捗状況の点検・評価や諸課題の調整等を行うなど、全庁的な体制で対応を図っていきます。

また、行政だけではなく、町民やスポーツ関係団体、その他関係機関等が協働で活動すると同時に、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって実践していくことが必要です。本計画の基本目標・基本施策・施策展開の一つひとつについて、共通理解を深めつつ、スポーツ推進の意識を共有して取り組みます。

(2) 計画の評価

本計画の推進に関する評価は、計画の進捗状況を各種スポーツ教室やイベント等の参加者や関係者へのアンケート、町民スポーツ基本調査などの実施によって分析を行います。また、社会情勢や国の動向を考慮し、必要に応じて目標や施策等の見直しや改善を図ります。